

第6章

生活支援の充実

対応する「本市の課題」(P47・48)

- ①サービスの安定的提供
- ④日常生活の支援体制の整備

SDGs

1 貧困をなくそう



3 すべての人に健康と福祉を



11 住み続けられるまちづくりを



16 平和と公正をすべての人に



17 パートナーシップで目標を達成しよう



第1節 高齢者の生活支援の充実

高齢になると、日常生活の中で困難なことや不安なことが多くなってくため、一人暮らし高齢者等の日常生活を支援する福祉サービスの充実が重要となっています。

長期的には、最も見守りの必要性が高い一人暮らし高齢者世帯の増加が見込まれるなか、引き続き、高齢者が安心して日常生活を送ることができるよう、高齢者の生活を支援するためのサービスの充実を図るとともに、より利用しやすいサービスの提供に努めます。

1 一人暮らし高齢者等緊急通報システム事業

在宅の一人暮らし高齢者等に対し、家庭用の緊急通報装置を貸与し、緊急事態における迅速かつ適切な対応を図ります。

家庭や地域の関係性の希薄化が進むなか、緊急時の連絡や安否確認の上で非常に有効なシステムであることから、緊急通報協力員を確保するとともに、高齢者及び地域の支援者等へ周知を行い、新規設置者の増加を図ります。

○事業の実施状況と見込み

	実績			計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規設置数(台)	65	68	69	70	70	70
設置延べ数(台)	516	535	545	560	560	560

2 外出支援サービス事業

公共交通機関を利用することが困難な高齢者が通院や在宅福祉サービス等のために福祉タクシーを利用した場合、利用料金の一部を助成することにより、在宅高齢者の外出する機会を増やし、高齢者の生活支援や介護者の負担軽減を図ります。

現状のサービス体制は継続しつつ、利用者数の推移を注視して、必要に応じて新たな事業者の確保等を検討します。

○事業の実施状況と見込み

	実績			計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用延べ件数(件)	985	808	1,087	1,100	1,150	1,200

3 訪問理美容サービス事業

在宅の一人暮らし高齢者等で理容院や美容院へ出向くことが困難な方に対し、理容師等が直接自宅へ出向いて理美容サービスを提供することにより、心身ともに快適で衛生的な在宅生活の支援を行うとともに、介護者の負担の軽減を図ります。

今後も地域包括支援センターや介護事業所と連携してサービスの周知を図ります。

○事業の実施状況と見込み

	実績			計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用延べ件数(件)	47	46	43	50	50	50

4 高齢者日常生活用具給付等事業

一人暮らし高齢者等が自立した生活が送られるよう、各日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。

今後も地域包括支援センターや介護事業所と連携してサービスの周知を図ります。

5 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

在宅の一人暮らし高齢者等で老衰、心身の障害、傷病等により衛生管理が困難な方に対し、寝具の洗濯、乾燥及び消毒のサービスを提供することにより、高齢者の衛生的な在宅生活の支援を図ります。

今後も地域包括支援センターや介護事業所と連携してサービスの周知を図ります。

6 高齢者保護措置事業

原則として65歳以上の高齢者であって、身体上、精神上、環境上等の理由や経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な方を老人福祉法の規定により養護老人ホームへの入所の措置をしていきます。

今後も、在宅での生活が困難である高齢者へ必要な措置を実施し、対象者が生きがいを持ち、健全で安らかな生活を営むことができる環境の整備に努めます。

○入所措置の状況

	実績			計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
万生園(人)	64	61	62	69	69	69
ひばり園(人)	12	14	16	15	15	15
松風荘(人)	2	1	1	2	2	2
松寿園(人)	1	2	1	2	2	2
合計(人)	79	78	80	88	88	88

○事業の実施状況と見込み

	実績			計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
判定委員会 入所許可者数(人)	12	14	10	10	10	10
養護老人ホーム等 入所者数(人)	8	14	10	10	10	10

7 養護老人ホーム

老人福祉法が規定する養護老人ホームは、本市には、「養護老人ホーム万生園」がありますが、維持管理及び運営は、社会福祉法人こごた福祉会が適正に実施しています。

今後も、こごた福祉会と連携し、引き続き必要な支援を行います。

第2節 高齢者権利擁護・虐待防止体制の充実

判断能力の低下や認知症の症状から、虐待等により人権や権利が侵害されるリスクが高まる可能性があるため、高齢者の権利を守る体制づくりが重要となっています。

高齢者の虐待に迅速に対応するため、虐待防止センターにおいて、各関係機関と連携を図りながら支援しています。

虐待は、早期発見・早期対応が重要なことから、今後も地域包括支援センターに配置する社会福祉士を中心として高齢者の権利を守るための体制を整備するとともに、関係機関と連携し、地域で見守る体制の充実を図ります。また、成年後見制度の周知と普及、虐待防止センターの職員等の専門性の強化を図ります。

1 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な認知症高齢者等の福祉の増進を図るため、市長が家庭裁判所に対して成年後見、保佐及び補助の開始に係る審判の請求等を行います。

○事業の実施状況と見込み

対 象 者	次の要件をおおむね満たした方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事理を弁識する能力の程度が低い方 ・ 生活状況及び健康状況が不十分である方 ・ 配偶者及び四親等内の親族による保護の可能性が低い方 ・ 行政等が行う各種施策及びサービスの利用並びに日常生活上の支援が必要な方
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審判の請求に要した費用を市が負担する。 ・ 成年後見人、保佐人及び補助人への報酬に関し、助成金を交付する。

○事業の実施状況と見込み

	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
後見（件）	6	3	4	5	6	7
保佐（件）	0	1	1	1	1	1
補助（件）	0	0	1	1	1	1

2 高齢者虐待への組織的対応

高齢者虐待の対応に関し、平成25年度に「虐待防止センター」を設置しました。事案に応じて下表の各機関と緊密な連携を図りながら、専門の異なる各課職員がケース会議に参加し、各専門スキルを出し合うことで迅速かつ適切なトータルサポートを組織的に実施しています。

近年、認知症高齢者の増加とともに、問題が複合化した困難ケースが増加していることから、引き続き関係機関が一体となって高齢者虐待対応体制の強化を図り、虐待を受ける高齢者の保護及び権利擁護並びに養護者への支援を行います。

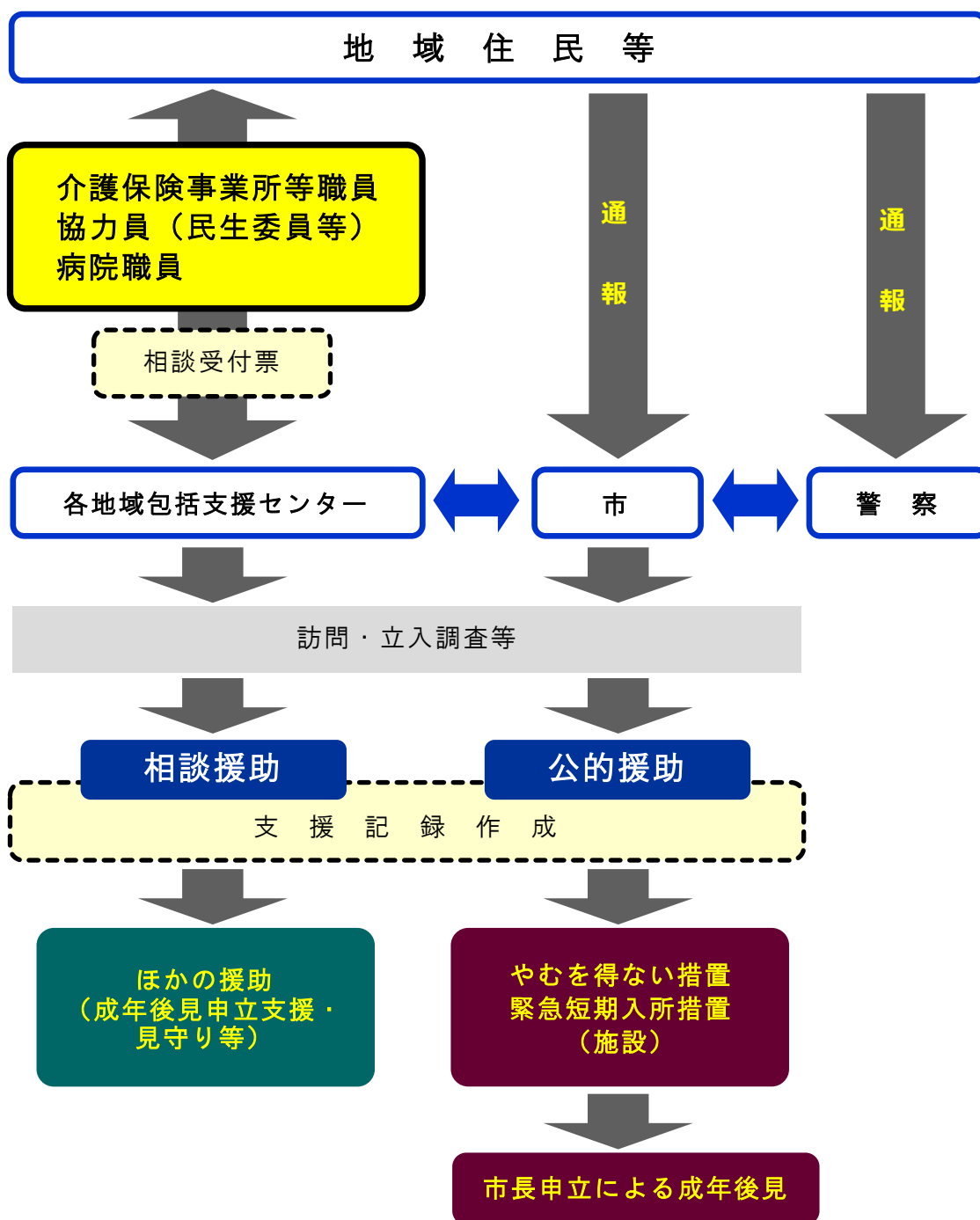
○連携機関・団体等

主な関係機関	石巻市高齢者施策担当課 石巻市地域包括支援センター 石巻警察署・河北警察署 特別養護老人ホーム・養護老人ホーム 石巻市医師会・桃生郡医師会 仙台弁護士会 宮城県司法書士会石巻支部 特定非営利活動法人 宮城福祉オンブズネット「エール」 リーガルサポート宮城県支部 石巻市社会福祉協議会 石巻市民生委員・児童委員協議会
--------	---

3 高齢者虐待対応体制

本市で発生する高齢者への虐待に対しては、地域包括支援センターと連携を図り、関係機関が一体となって適切かつ迅速な対応に努めます。

■連携フローチャート



第3節 高齢者の居住環境の充実

元気な高齢者はもとより、介護が必要となっても、家族の介護やサービスを受けながら住み慣れた環境で最期まで暮らし続けることができる環境整備が求められています。

高齢者個々の生活環境や身体状況に応じて、手すりの取付けや段差解消など、快適な生活になるよう支援しています。

住み慣れた自宅がより良い居住環境となるよう、一人一人の生活環境や身体状況に応じた居住環境の支援を行います。

1 住宅改修・福祉用具利用の支援

自宅での手すりの取付け等が高齢者一人一人の生活機能に合わせた改修となるためには、一般の住宅改修とは異なる専門的な視点が求められることから、介護支援専門員による相談・指導等の住宅改修に係る支援が必要です。そのため、本市では介護支援専門員が住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合に発生する経費の助成を行っています。

また、高齢者個々の生活環境や身体状況に応じた福祉用具を利用することでも、高齢者の自立を促し、毎日の生活を快適に過ごすことが可能になります。このことから、適切な利用方法の指導や情報提供による福祉用具の普及・啓発を行い、高齢者の自宅での生活支援の推進を図ります。

○事業の実施状況と見込み

	実績			計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅改修 理由書作成助成数（件）	9	8	15	15	15	15

2 バリアフリー住宅普及促進事業

身体状態に応じた住宅の改良に要する費用に対して助成を行い、高齢者が自宅において安心して住み続けられるよう支援します。

今後は、事業者の選定や申請後の審査など、利用者の負担軽減について検討します。

○助成内容

改良工事内容	手すりの取付け、段差の解消、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え等
助成内容	市民税非課税世帯において、住宅の改良を行った対象経費の9割助成（要支援及び要介護者は対象外）

3 高齢者世話付住宅事業

県営渡波住宅に設置されている高齢者世話付住宅に、生活援助員（ライフ・サポート・アドバイザー）を派遣し、居住者に対し、必要に応じて生活指導、相談、安否確認、一時的な家事介助、緊急時の対応等のサービスを実施します。

○派遣状況

派遣人員	2人 (1日交替・常駐1人)
派遣時間	8:30~17:00

○事業の実施状況と見込み

	実績			計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入居戸数(戸)	8	7	10	10	10	10

4 有料老人ホーム等設置状況の把握

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、県と連携してこれらの設置状況を把握するとともに有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の質の確保を図る観点から、居宅サービス等の提供状況の把握や要介護認定の過程等で未届けの有料老人ホームを確認した場合は、県への情報提供を行います。

- 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない本市の有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数（令和2年9月1日現在）

事業開始済

	施設数	総定員数	総戸数
有料老人ホーム（住宅型 ⁶ ）	13	223	-
有料老人ホーム（介護型 ⁷ ）	0	0	-
サービス付き高齢者向け住宅（有料該当 ⁸ ）	13	-	294
サービス付き高齢者向け住宅（有料非該当 ⁹ ）	0	-	0

事業開始予定

	施設数	総定員数	総戸数
有料老人ホーム（住宅型）	0	0	-
有料老人ホーム（介護型）	0	0	-
サービス付き高齢者向け住宅（有料該当）	0	-	0
サービス付き高齢者向け住宅（有料非該当）	1	-	60

⁶ 介護が必要となった場合、施設外の事業者が提供する介護保険サービスを利用することができるもの。

⁷ 介護が必要となった場合、有料老人ホームにおいて提供する介護保険サービスを利用することができるもの。

⁸ 入居者に対する見守り・生活相談の他、入浴・排せつ、食事の介護、食事の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理のいずれかのサービスを提供するもの。

⁹ 入居者に対する見守り・生活相談のみを行うもの。

